

飯豊山系砂防事務所節電実行計画

平成23年6月27日
飯豊山系砂防事務所

政府の節電実行基本方針（平成23年5月13日電力需要緊急対策本部決定）及び国土交通省節電実行計画（平成23年6月20日）に基づき、飯豊山系砂防事務所が自ら実行する具体的な節電対策に関する計画を以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

飯豊山系砂防事務所は、地球温暖化防止や省エネルギーの観点から、空調温度設定の適正化や照明の減灯等に取り組んできたところであり、この経験を活かし、飯豊山系砂防事務所の需要設備において節電対策を実施する。

2. 実施期間

本実施計画の実施期間は、平成23年7月1日から平成23年9月30日までとする。

なお、本実施計画に掲げる節電対策の効果を実証するため、必要に応じて、実施期間前に試行を行うこととする。

3. 対象設備

本実施計画の対象設備は、東北電力管内に所在する飯豊山系砂防事務所の需要設備であって、飯豊山系砂防事務所及び関川砂防出張所並びに関川砂防出張所（低圧電力）の設備とする。

4. 目標

3. の対象設備について、飯豊山系砂防事務所は基準電力値65kW（契約電力）及び、関川砂防出張所の基準電力値1,593kWh、関川砂防出張所（低圧電力）の基準電力値1,318kWh（いずれも今年の7月から9月の月間最大電力使用量）に比して、原則15%以上抑制する。また、ピーク期間・時間帯（7月から9月の平日9時から20時）の最大電力使用量の抑制にととまらず、ピーク時間帯以外も使用電力の総量の抑制にも積極的に取り組む。

5. 節電に係る具体的取組

4. 目標を達成するために以下の取組を実施する。(必要に応じ、案内文の掲示等を行い、利用者の協力を得る措置を行う。)

(1) 照明、OA機器、その他の機器に係る節電

① 照明に係る節電

- ・ 執務室の照明の部分消灯
(照度に留意しつつ日中の部分消灯、夜間の未使用部の消灯)
- ・ 廊下、階段、トイレの日中減灯(夜間は利用時のみ点灯)

② OA機器に係る節電

- ・ プリンター、コピー機等のOA機器効率的利用の促進(MPSの促進)
- ・ パソコンのディスプレイの輝度低減(Fnキーを押しながらF6又はF7)、一定時間使用していない場合におけるディスプレイの消灯(離席時はノートパソコンを閉じる)、シャットダウンの徹底(昼休みや外出時等)

③ その他の機器に係る節電

- ・ 常用していない電化製品のコンセントは使用時以外は抜くことの徹底
- ・ 冷蔵庫の使用数の制限(各フロア1台とする)
使用可能 車庫、総務課、工務課前給湯室、出張所
- ・ コーヒーメーカーの使用停止
- ・ 電気ポットの使用制限(ガス設備による給湯が可能な箇所は原則禁止、他の箇所も使用を控える)
- ・ 出退表示器の停止
- ・ 暖房便座、温水洗浄機能の停止及び便座使用時に電源ON、OFFの励行
- ・ 自動販売機の節電協力要請

(2) 空調(冷房及び換気)に係る節電

- ① 冷房中の温度設定を原則28度とすることの徹底
- ② 個別空調設備の温度管理の徹底(機器等の保全にかかる空調の設定温度の管理)
- ③ クールビスの徹底・強化
- ④ 換気設備の抑制運転
- ⑤ 執務室等の照度に留意しつつ、ブラインドを活用

(3) 職員への周知

使用電力に関する情報をサイボーズ「掲示版」に掲示して電力使用状況「見える化」の推進を図る。

(4) 夏季休暇の長期化の推進

休暇の長期化は、業務への影響を最小限にしつつ、節電の実を上げる有効な手法であり、以下のとおり、夏季休暇の長期化の推進を図る。

① 長期休暇の取得

本実行計画実施期間において、各職員は、連続5日以上 of 休暇を最低1回取得するよう努める。

② 上記の取組に当たっては、各職員は業務改善や超過勤務の一層の縮減に努めることとし、管理職員は率先して休暇を取得するとともに職員の健康管理に留意し、職場環境の整備に努めるなど、その達成のため最大限の配慮を行う。

(5) 定時退庁の推進

① 超過勤務の一層の縮減のため、定時退庁に努める。

② 定時退庁日（毎週水、金曜日及び給料日）における定時退庁の徹底を図る。

6. PDCAサイクルの確立

飯豊山系砂防事務所長は、各対象設備における節電対策の取組状況を確認・評価することにより、本実行計画の進捗を管理する。

節電対策の効果を実証するため、必要に応じて、実施期間前に試行を行うこととする。試行の結果等により、本実行計画の改訂が必要と認められるときは、本実行計画を改定する。